

(別紙様式4)

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 兵庫県DV防止・被害者保護計画(第5期)(案)
意見募集期間 : 令和6年2月9日～令和6年3月1日
意見等の提出件数 : 36件(15人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
目標1	大学・中高校においてデートDV出前講座の実施は今後も広めていただきたい。	1	【既に盛り込み済み】 デートDV出前講座は、対象数を拡大し、DV取り組んでいきます。
目標1	多くの子どもが家庭内の暴力で傷ついている。小学校での暴力防止の授業や子どもにも理解できるような教材(絵本等)を使って取り組んでほしい。	1	【その他】 児童生徒用 인권教育用パンフレット「たいせつなたいせつなあなただから」、「かけがえのないあなただから」を活用し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、発達段階に応じた 인권教育に今後も継続して取り組んでいきます。 また、中学・高校生向けDV防止啓発パンフレット「わたしもあなたも大切に～知ってほしい[デートDV]～」を活用した取組も引き続き実施していきます。
目標2	(本文P.22) 市町配偶者暴力相談支援センターの設置が困難な市町は、県民局単位くらいの圏域で設置という方法も検討の余地があると思うが如何。 独自設置を働きかけるだけではなく、どのようにすれば設置が可能かを探るべき。	2	【既に盛り込み済み】 単独での配偶者暴力相談支援センター設置が難しい小規模な市町については、近隣市町での共同設置など、センター設置のあり方について、国に検討要望していくなど、設置方法について検討していきます。
目標2	(本文P.16) 女性相談支援員の設置について、設置が困難な市町もあると思われる。設置ができるまでの間は県からの派遣などで対応していただきたい。	2	【今後の検討課題】 市町に対しては国から財政措置がされており、その活用により女性相談支援員の配置を働きかけていきます。 なお、市町の相談支援業務に対しては、当面、県がスーパーバイズ等により引き続き支援していきます。
目標2	配偶者暴力相談支援センターを設置していない市町でもDV証明書が発行できる等、居住地が配偶者暴力相談支援センターを「設置している、していない」によって被害者が不利益を被ることのないよう配慮願いたい。	2	【その他】 市町配偶者暴力相談支援センターの利点の一つが、市町でもDV証明書の発行できる点です。 DV被害者が不利益を被ることのないよう、各市町へ積極的な設置を働きかけていきます。
目標3	(本文P.28) 被害届提出に関する助言の際には、提出後の流れや、その後何が起こるのか等、被害者へ丁寧に説明していただきたい。また、被害届を出さずとも逮捕された場合も同様に、その後の流れを丁寧に説明していただきたい。	2	【その他】 被害者に対しては、被害届の有無に関わらず、「被害者の手引き」を活用するなどして刑事手続きの流れを説明してまいります。引き続き、被害者の置かれた状況に応じて、丁寧な説明を実施してまいります。

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
目標 4	(本文 P. 31) DV によって親子関係の悪化が多く見られる。 親子関係の再構築のための支援や、子どもへのケアをしてほしい。	3	【既に盛り込み済み】 児童相談所と連携をとりながら、親子再構築に向けて取り組むことを検討していきます。 また、必要に応じて、児童相談所や市町を通じて、ショートステイなど社会的養護の各種事業を有効活用していきます。
目標 4	(本文 P. 33) 保護命令制度の対象が精神的暴力にも拡大するが、精神科医の診断書等が証拠として重要となってくると考えられる。医療関係者にも DV についてさらに理解を深めてもらうような取組をお願いしたい。	3	【既に盛り込み済み】 医療関係者に対して提供している DV に関する手引きを改定し、医療関係者にも周知していきます。
目標 5	(概要 P. 4) 「都市部のみでなく、遠方の支援者への対応」 「遠方の支援を必要とする人への対応」ではないか。	2	【ご意見を反映しました】 「都市部のみでなく、遠方の要支援者への対応」に修正しました。
目標 5	(概要 P. 4) (本文 P. 15) 概要 P4 「退所後の自立に取り組む・・・、施設が行う切れ目のない継続した退所後支援」 民間支援団体も退所後支援を行っているので、「施設等が行う」が適切ではないか。	2	【ご意見を反映しました】 意見のとおり修正しました。
目標 5	(本文 P. 37) 「・・・児童扶養手当の支給・・・」の部分について。障害児とともに避難した被害者が特別児童扶養手当を受給できずに困っているケースを見聞きする。 ぜひ、DV 被害者の児扶受給要件について、各市町が柔軟に対応するようにお願いしたい。	2	【その他】 児童扶養手当及び特別児童扶養手当については、法定受託事務であり、法令等で DV 被害者に係る取扱いを一律に定められていることから、各市町において柔軟な対応を行うことは困難ですが、各市町が柔軟な対応ができるよう、機会を捉え国へ要望していきます。
目標 5	(本文 P. 40) 長らく DV 被害者や性暴力被害者支援に携わってきたフェミニストカウンセラーの設置をお願いしたい。 就労支援や現実に直結した支援も必要だが、「本人中心」の支援をしていくことが女性支援新法においても求められている。	1	【その他】 フェミニストカウンセラーの設置については、今後対応を検討していきたいと考えますが、女性相談支援員に対しては、研修を実施する等スキル向上に努めています。 また、女性家庭センターには、心理判定員も配置しており、心理的ケアは現時点でも実施しています。
目標 7	(概要 P. 6) (本文 P. 16) 「DV 被害支援者向け研修」は「DV 被害者支援者向け研修」ではないか。	2	【ご意見を反映しました】 意見のとおり修正しました。

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
目標 7	(本文 P. 47) 人材育成や優れた人材確保のためには、研修機会確保、内容充実だけでは不十分である。 昨今、男女共同参画センターをはじめ、女性の支援が就労支援に偏っているような印象を受ける。ジェンダーによる格差や女性・子ども支援の重要性を学ぶ機会、社会問題に取り組もうとする動機づけとなる働きかけを県として行っていただきたい。	3	【その他】 県立男女共同参画センターの人材育成事業であるアドバイザー養成塾では、DVをはじめ、アンコンシャスバイアス、女性・子どもの貧困、LGBTQ、地域防災、ジェンダー格差など、幅広いテーマの基礎講座を実施しており、それらを公開講座として、市町職員や関係機関の研修として案内していますが、今後も、人材育成事業のさらなる周知に取り組んでいきます。
目標 7	DV 防止法の改正に伴い、精神的暴力も保護命令の対象になったことから、より多くの県民に意識啓発をしていくことが必要である。 各男女共同参画センターでの啓発講座の実施、特定職種従事者研修の開催（教職員、警察職員、医療関係従事者、福祉業務従事者等）による DV 防止啓発の実施を前向きに進めていただきたい。	1	【その他】 上記に記載した公開講座により、一般県民への意識啓発も図っていますが、今後もさらに周知に取り組んでいきます。
目標 7	(本文 P. 47) 例年募集の DV 被害者支援強化事業が、年度初めで準備期間が不十分である。募集時期を遅らせてほしい。	1	【対応困難】 例年募集している事業であり、前年度からの事前準備等により対応は十分可能と考えます。
目標 7	(本文 P. 48) 男性や性的マイノリティに関して、理解が深い相談員や支援員の配置が必要ではないか。	1	【今後の検討課題】 男性や性的マイノリティの DV 被害者への対応についても、今後、研修等により相談員等のスキル向上に努めていきます。
その他	計画の副タイトルはいいと思う。	2	【その他】 —
その他	DV の相談件数が増加しているにもかかわらず、一時保護件数が減少しているのはなぜか。また被害者が保護をしてほしいと希望した時は速やかに保護をしていただきたい。	3	【その他】 全国的にも相談件数は増加傾向にありますが、一時保護件数は減少傾向、保護命令の新規受付件数も減少傾向となっています。 市町配偶者暴力相談支援センターの増加等、身近な市町等での相談による早期対応や、市町の母子生活支援施設や民間シェルター等の利用等が考えられますが、原因については、今後、調査・分析を検討します。 なお、女性家庭センターでは、困難女性支援法や改正 DV 防止法による一時保護受入れ対象を整理し、速やかな保護に努めています。